一三二　高圧ガス保安法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件　二九　日号外　ページ四

一三一　貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第六号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件　三〇　九

一三三　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第三条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める量を定める件　三〇　九

○経済産業省、国土交通省、環境省

一八八―二二三　少数生産車の型式を承認した件　一四　219　一　五

二二四　承認事業者の氏名又は名称を変更した件　一四　219　五

二二五　承認事業者の代表者の氏名を変更した件　一四　219　五

二二六　少数生産車の型式についての承認を取り消した件　一四　219　五

○国土交通省

一〇三八　特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき特定地域を指定する件　一　五

一〇三九―一〇四〇　高速自動車国道に関する件　一　五

一〇四一　航空法第三十一条第一項の指定航空身体検査医の指定に関する告示の一部を改正する件　一　211　二一

一〇四二　航空身体検査証明のための身体検査を行う医療機関等の指定に関する告示の一部を改正する件　一　211　二一

一〇四三　信号符字を点附した件　一　二三　六

一〇四四　信号符字を取り消した件　二　七

一〇四五　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく住宅瑕疵担保責任保険法人を指定した件　二　七

一〇四六　砂防法第二条の土地を指定する件　五　五

一〇四七　河川法施行規則の規定により登録研修として登録した件　六　五

一〇四八―一〇四九　高速自動車国道に関する件　七　五

一〇五〇―一〇五一　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件　七　五

一〇五二　平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件　七　五

一〇五三　保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件　七　六

一〇五四　高速自動車国道に関する件　九　五

一〇五五―一〇六二　登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件　九　五

一〇六三―一〇六五　登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件　九　六

一〇六六　登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件　九　七

一〇六七―一〇六八　登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件　一三　八

一〇六九　登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件　一三　九

一〇七〇　登録講習機関の役員の氏名を変更した件　一三　九

一〇七一　登録試験機関の役員の氏名等を変更した件　一四　七

一〇七二　住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価の業務の廃止に関する件　一四　七

一〇七三　船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件　一四　七

一〇七四　船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件　一四　七

一〇七五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項の規定に基づき、型式承認をした件　一四　七

一〇七六　船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、認定事業場として認定した件　一四　七

一〇七七　地すべり防止工事を直轄で施行する件　一五　七

一〇七八　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件　一六　一二

一〇七九　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　一六　一二

一〇八〇―一〇八二　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一九　六

一〇八三　砂防法第二条の土地を指定する件　一九　七

一〇八四―一〇九八　〃　二〇　223　四

一〇九九　高速自動車国道に関する件　二一　六

一一〇〇　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　二二　五

一一〇一　稚内空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件　二二　五

一一〇二　稚内空港の施設について告示した事項に変更を加えた件　二二　六

一一〇三―一一〇四　高速自動車国道に関する件　二三　三

一一〇五　昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する告示　二三　四

一一〇六　昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示　二三　四

一一〇七　国管理空港等において空港機能施設事業を行うものとして指定を受けた者の氏名又は名称及び住所に関する件　二三　四

一一〇八　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件　二三　四

一一〇九